

平成十三年政令第四十七号

平成十二年年における特定地域に係る激甚災害の指定に関する政令	内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十九号）第一条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定期定）
第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。	激甚災害

平成十二年三月十五日の地滑りによる災害で、熊本県天草郡姫戸町の区域に係るもの	平成十二年三月十五日の地滑りによる災害で、熊本県天草郡姫戸町の区域に係るもの	適用すべき措置
平成十二年三月二十三日の地滑りによる災害で、新潟県東頸城郡安塚町の区域に係るもの	平成十二年三月二十三日の地滑りによる災害で、新潟県東頸城郡安塚町の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
平成十二年六月二十四日の地滑りによる災害で、長野県下伊那郡大鹿村の区域に係るもの	平成十二年六月二十四日の地滑りによる災害で、長野県下伊那郡大鹿村の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
平成十二年八月十日から同月十八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、群馬県吾妻郡六合村、長野県下伊那郡清内路村、平谷村、根羽村及び売木村、岐阜県武儀郡上之保村並びに恵那郡串原村及び上矢作町、愛知県東加茂郡旭町及び北設楽郡稻武町、高知県高岡郡構原町及び東津野村並びに幡多郡三原村並びに宮崎県東臼杵郡南郷村及び諸塙村の区域に係るもの	平成十二年八月十日から同月十八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、群馬県吾妻郡六合村、長野県下伊那郡清内路村、平谷村、根羽村及び売木村、岐阜県武儀郡上之保村並びに恵那郡串原村及び上矢作町、愛知県東加茂郡旭町及び北設楽郡稻武町、高知县高岡郡構原町及び東津野村並びに幡多郡三原村並びに宮崎県東臼杵郡南郷村及び諸塙村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
平成十二年九月八日から同月十八日までの間の豪雨による災害で、新潟県東頸城郡大島村の区域に係るもの	平成十二年九月八日から同月十八日までの間の豪雨による災害で、新潟県東頸城郡大島村の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

平成十二年七月十一日から同月十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、福島県耶麻郡西会津町、新潟県東蒲原郡津川町、鹿瀬町、上川村及び三川村並びに熊本県八代郡坂本村及び泉村の区域に係るもの	平成十二年七月十一日から同月十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、福島県耶麻郡西会津町、新潟県東蒲原郡津川町、鹿瀬町、上川村及び三川村並びに熊本県八代郡坂本村及び泉村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
平成十二年八月十日から同月十六日までの間の豪雨による災害で、新潟県東頸城郡牧村の区域に係るもの	平成十二年八月十日から同月十六日までの間の豪雨による災害で、新潟県東頸城郡牧村の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
平成十二年八月二十一日の地滑りによる災害で、新潟県中頸城郡清里村の区域に係るもの	平成十二年八月二十一日の地滑りによる災害で、新潟県中頸城郡清里村の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
平成十二年八月二十五日及び同月二十六日の豪雨による災害で、北海道志志部町の区域に係るもの	平成十二年八月二十五日及び同月二十六日の豪雨による災害で、北海道志志部町の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
平成十二年七月二十七日から八月三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、北	平成十二年七月二十七日から八月三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、北	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

ハ 岩手県久慈市、下閉伊郡田老町及び九戸郡野田村、福島県南会津郡田島町並びに埼玉県飯能市、入間郡名栗村並びに秩父郡両神村、大滝村及び東秩父村の区域に係るもの	ハ 岩手県米子市及び西伯郡日吉町、鳥取県米子市及び西伯郡日吉町、鳥取県西伯郡会見町及び日野郡日野町並びに島根県八束郡美保关町及び八束町の区域に係るもの	法第三条から第五条まで及び第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
太町	太町	法第三条から第五条まで及び第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
ハ 鳥取県米子市及び西伯郡日吉町、鳥取県西伯郡会見町及び日野郡日野町並びに島根県八束郡美保關町及び八束町の区域に係るもの	ハ 鳥取県米子市及び西伯郡日吉町、鳥取県西伯郡会見町及び日野郡日野町並びに島根県八束郡美保關町及び八束町の区域に係るもの	法第三条から第五条まで及び第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
法第五条及び第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置	法第五条及び第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置	法第五条及び第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

四 平成十二年七月二十七日から八月三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第六号（同年七月二十六日に北緯二十五度東経百二十六度五十五分におい	三 平成十二年七月七日から同月九日までの間の豪雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第三号（同年三日に北緯十六度十分東経百三十一度五十分において台風となつたものをいう。）によるものをいう。	二 平成十二年七月十一日から同月十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第四号（同年六日に北緯十九度二十分東経百二十二度五分において台風となつたものをいう。）及び同年台風第十七号（同年十五日に北緯二十三度二十五分東経百三十六度十分において台風となつた熱帶低気圧で、同年十一日に北緯十七度二十分東経百二十二度五分において台風でなくなつたものをいう。）によるものをいう。	一 平成十二年九月八日から同月十八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十四号（同年二日に北緯十六度五分東経百五十六度二十分において台風となつた熱帶低気圧で、同年十六日に北緯三十九度三十分東経百二十九度三十分において温帶低気圧となつたものをいう。）、同年台風第十五号（同年七月に北緯二十三度二十五分東経百三十六度十分において台風となつた熱帶低気圧で、同年十一日に北緯十七度二十分東経百二十二度五分において台風でなくなつたものをいう。）及び同年台風第十七号（同年十五日に北緯二十三度二十五分東経百二十二度五分において台風となつた熱帶低気圧で、同年六日に北緯十九度二十分東経百二十二度五分において台風となつたものをいう。）によるものをいう。
--	--	--	---

二 鳥取県境港市並びに日野郡江府町及び溝口町並びに島根県仁多郡横田町

備考
六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

十分において台風でなくなつたものをいう。」

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

二 鳥取県境港市並びに日野郡江府町及び溝口町並びに島根県仁多郡横田町

備考
六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

十分において台風でなくなつたものをいう。」

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則
この政令は、公布の日から施行する。